



環境・労働安全衛生報告書

Environmental, Occupational Health and Safety Report

2011

すばらしいこの地球を我々の行動で守ります

杏林製薬株式会社

ごあいさつ

東日本大震災に被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて環境問題は全人類に共通する問題として、全世界的な対応が求められており、企業においても地球環境の保全に責任をもち、その上で事業活動を展開する必要があることは言を待ちません。

さらに労働安全衛生面におきましても、従業員の多様性・人格・個性を尊重しつつ、安全と健康を確保する快適で働きやすい職場環境の実現が求められます。

当社は「キョーリンは生命を慈しむ心を貫き、人々の健康に貢献する社会的使命を遂行します」という企業理念の下、2010年度から長期ビジョン HOPE100 を策定し、患者さんや医療に携わる方々から信頼され、社会に存在意義を認められる医薬品メーカーを目指しています。

こうした中で、当社の地球環境の保全に対する取り組みとしては、1999年に野木工場が環境マネジメントシステムの国際基準である ISO14001 の認証取得皮切りに、2004年度には本社を含め、全ての工場、研究所、支店・営業所が ISO14001 の認証を取得いたしました。2009年4月に施行された改正省エネルギー法の対応としても、当社全体のエネルギー使用量の把握と中長期的なCO₂削減策の実施と検討に着手し、2010年度は2009年度のCO₂排出量を4.4%下回る成果を出すことができました。

さらに労働安全衛生の向上に対する取り組みとしては、2003年に野木工場、岡谷工場、能代工場が労働安全衛生マネジメントシステムである OHSAS18001 の認証を取得し、2004年度には本社、研究事業所、支店・営業所で認証取得いたしました。なお2011年3月11日には東日本大震災が発生いたしましたが、幸いにも人的被害は無く、事業所への被害も軽微でしたが、今後もより一層の従業員の安全の確保、事業継続などについての対策を講じていく所存です。

当社では現在、全社（本社、工場、研究事業所、支店・営業所）で認証を取得した ISO14001 と OHSAS18001 双方のシステムを統合し、EHS活動（※）という名の下で、効率的且つ効果的にシステムの運用を図っています。これらの活動は、従業員・関係者全員で取り組むことが重要かつ有意義であり、今後も地球環境の保全、職場の労働安全衛生の向上に積極的に取り組み、社会に貢献する所存です。

2010年度の環境保全と労働安全衛生の活動内容を「環境・労働安全衛生報告書」として取りまとめました。本報告書を通して、当社の環境保全・労働安全衛生に対する考え方や活動をご理解いただき、ご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（2011年8月）

杏林製薬株式会社
代表取締役社長

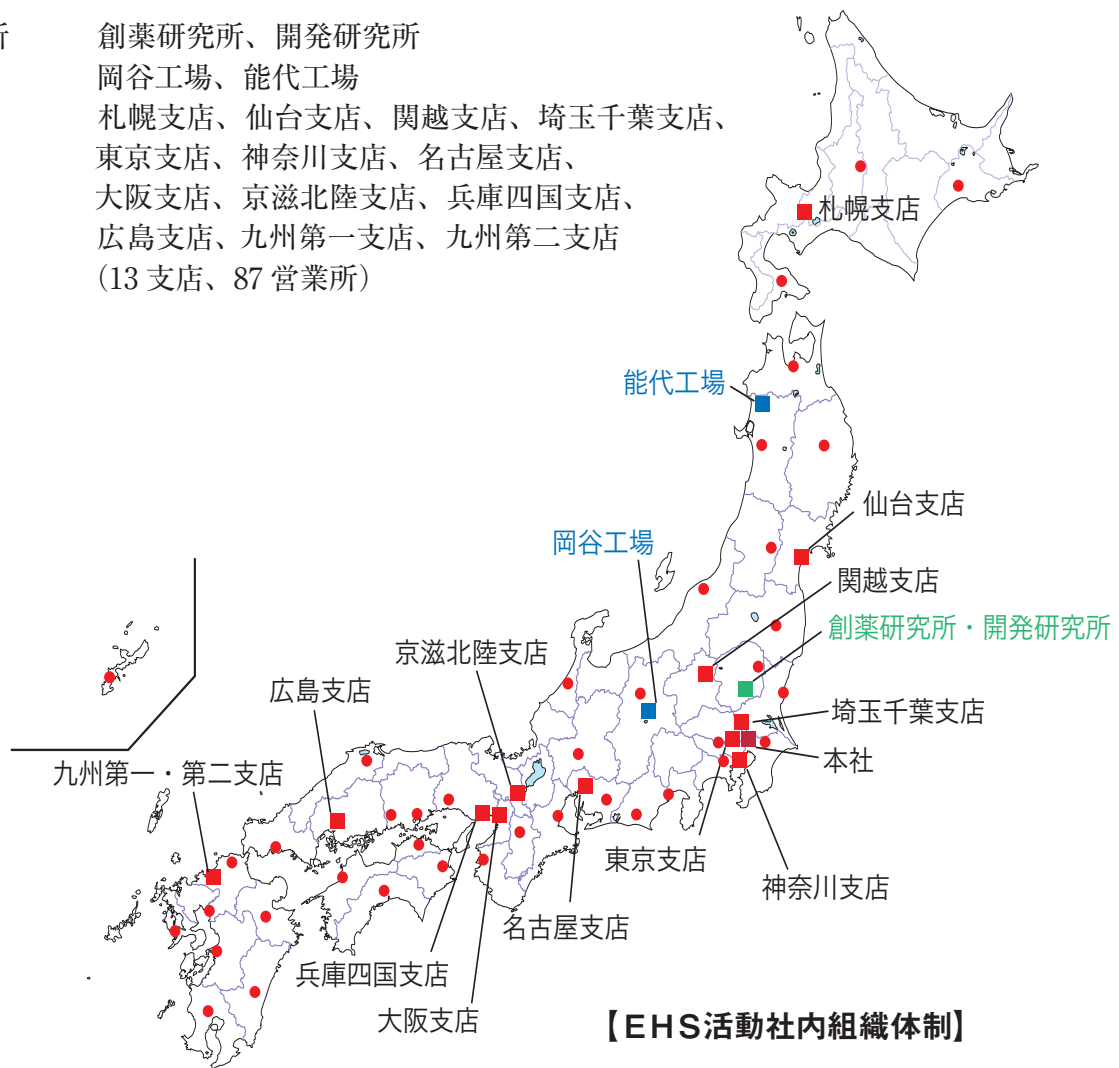
平井敬二



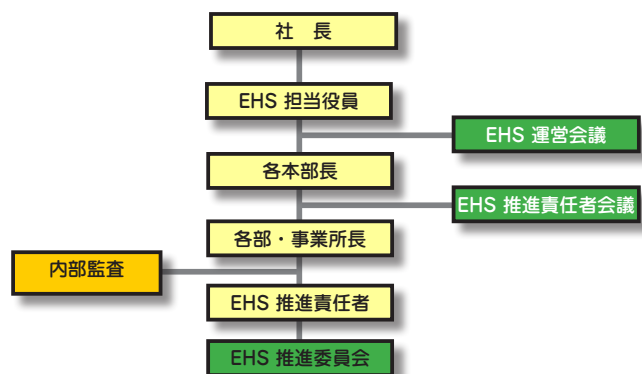
※ EHS : Environmental(環境), Health(健康), Safety(安全) の略
当社の社内用語として使用しています。

会社概要 (2011年3月31日現在)

社名	杏林製薬株式会社
創業	大正12年(1923年)
設立	昭和15年(1940年)
資本金	43億17百万円
本社所在地	東京都千代田区神田駿河台2丁目5番地
従業員数	1,804名
事業内容	医薬品の製造販売
事業所	創薬研究所、開発研究所 岡谷工場、能代工場 札幌支店、仙台支店、関越支店、埼玉千葉支店、 東京支店、神奈川支店、名古屋支店、 大阪支店、京滋北陸支店、兵庫四国支店、 広島支店、九州第一支店、九州第二支店 (13支店、87営業所)

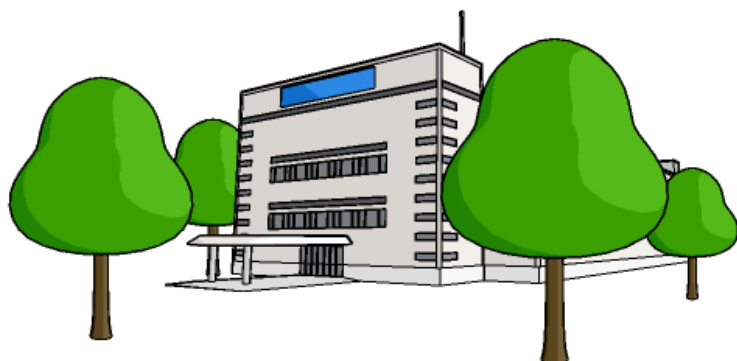


【EHS活動社内組織体制】



報告書目次

環境・労働安全衛生（EHS）方針	4
環境・労働安全衛生に関する報告	
全社重点目標（2010 年度達成状況と 2011 年度の目標）	5
全社における 1 年間の環境との関わり	8
環境に対しての継続的な取り組み	9
事業所別活動	
研究部門の取り組み	10
製造部門の取り組み	13
営業部門の取り組み	17
本社の取り組み	19
その他全社での取り組み	21
企業の社会的責任	
当社のコンプライアンス・リスク管理に対する取り組み	23
公益通報者保護法への対応	23
社会とのコミュニケーション	24
当社 EHS 活動の歩み	27



環境・労働安全衛生（以下「EHS」という）方針

当社は、医薬品の研究開発、製造、販売等に係わる全ての活動において、杏林製薬企業行動憲章に基づき、EHSマネジメントシステムを経営の重要な柱として位置付け全社で取り組み、継続的にステップ・バイ・ステップで環境改善及び汚染予防に努めます。また併せて、労働安全衛生リスクの発生防止および予防の効果を高めていきます。

1. EHSマネジメントシステムの確立と維持向上

EHS担当役員は、EHS推進責任者を任命し、EHS管理の組織の責任と権限を明確にして、質の高いEHS活動を推進します。

2. 法規制の順守

EHS関連の法規・規制・協定等を順守するとともに、必要な場合は自主管理基準を設定し、EHSの維持、改善に努めます。

3. EHS上の負荷の低減

省エネルギー・省資源、廃棄物の削減、化学物質の管理強化、作業環境の改善などのEHS目的・目標の設定と見直しを行い、環境及び労働安全衛生の負荷の低減に努めます。

4. 安全と健康の優先

人間尊重の立場から、安全と健康を全てに優先させます。

5. 継続的改善

本方針及び目標を達成するために、積極的に要員、設備、資金、情報を準備し、EHSマネジメントシステムを定期的に見直します。

6. 内部監査

本方針及びEHS目的・目標への適合性を評価するため、定期的に内部監査を実施します。

7. 教育訓練

組織で働くまたは組織のために働くすべての人に本方針を周知させ、また、EHSの重要性を認識させ、自覚を持った行動ができるよう教育・啓発します。

8. 社会との共生

EHS活動の推進にあたっては、地域社会と協調して行います。

9. EHS方針の公開

本方針は、社内外に公開します。

2005年11月1日

杏林製薬株式会社
EHS担当役員
取締役総務部担当

松本 臣 春